

上三川町勤怠管理システム導入業務 仕様書

1 概要

(1) 業務の名称

上三川町勤怠管理システム導入業務

(2) 業務の目的

上三川町（以下「本町」という。）では、職員の出勤簿、各種休暇の申請、時間外勤務命令等は、紙媒体により運用している。勤怠管理システムを導入することで、全職員の勤務状況を正確に把握し、ペーパーレス化による効率的な業務運営が可能となる。

本業務は、勤怠管理システムの円滑な導入並びに職員が良好かつ安定した環境下で利用できることを前提としたパッケージシステムの提供及び運用保守を目的とする。

(3) 業務の内容

ア システム及びサーバ環境の導入・構築・設定

イ システム利用のサポート及び運用保守

ウ 導入テスト実施支援

エ システム導入前後の運用支援

オ 操作マニュアル等の作成

(4) 履行期間

履行期間は以下のとおりとし、別契約とする。

ア システム導入準備期間 契約締結日から令和7年11月30日まで

イ 運用保守及び利用期間 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

(5) 運用場所

上三川町役場（仮庁舎含む）、ORIGAMI プラザ、学校給食センター

2 システム導入に係る基本情報

(1) 利用者数

ア システム利用職員数 約300人

イ 導入対象の端末数 約300台

(2) システムの導入方式

自治体向けのパッケージシステムの提供を前提とし、LGWAN ネットワークを活用すること。

サーバ及びバックアップ装置は、LGWAN-ASP 又はオンプレミス方式とすること。

搬入、現場調整にあたっては、運用場所の業務に支障をきたさないよう、本町と協議の上、その指示により実施すること。

3 システムの要件

(1) 基本的事項

- ア 本町の LGWAN ネットワーク環境及び PC での動作を保証すること。
- イ 原則、稼働にあたっては、既存ネットワーク環境への変更を行わないこと。
- ウ システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受注者が用意すること。
- エ パッケージシステムは、公務員制度に対応した自治体向け製品であり、実用性の高いものであること。

(2) システムの機能

別紙「機能要件確認表」のとおりとする。

※標準パッケージ仕様で備えていない機能について、カスタマイズや代替機能等に対応が可能な場合は、備考欄に対応方法等を記載すること。

(3) ユーザーインターフェイスに関する要件

ア 端末の仕様

本町 LGWAN ネットワークに接続された既存の PC 端末を使用すること。

(ア) 既存端末の数 約300台

(イ) 動作要件

以下に示すスペック、仕様で動作可能であること。

現行機種

- ・OS Windows10 Pro 22H2
- ・CPU Core i5-7Y54 最大 1.60GHz
- ・メモリ 4.00GB
- ・ウェブブラウザ Edge
- ・オフィスソフト Microsoft Office2016

更改機種（令和7年10月に更改予定）

- ・OS Windows11 23H2 以降
- ・CPU 未定
- ・メモリ 未定
- ・ウェブブラウザ Edge 及び Chrome
- ・オフィスソフト JUST Office5 以降

(ウ) 端末の設定等

利用 PC に対して、プログラム、アドオンモジュールのインストールが不要であること。

システムを使用する際に個々の PC で設定が必要な場合は、受注者において設定を行うこと。ただし、設定マニュアルを作成することにより職員が設定することができる場合はこの限りではないが、その場合は受注者が適切な支援を行うこと。

(4) クラウド方式を採用する場合の要件

ア アクセスが集中する時間帯であってもレスポンスの水準が一定以上であること。

イ クラウドサービスを提供するデータセンターについては、以下の要件を全て満たし、セキュリティ対策及び安全性が十分に確保されていること。

- (ア) 国内に施設があり、自然災害の影響を受けにくい場所に立地していること。
 - (イ) 震度6強の地震が発生しても倒壊しない耐震性能を有し、被災後も利用継続が可能であること。
 - (ウ) 耐火対策、落雷対策及び水の被害を防止する措置が施されていること。
 - (エ) 無停電電源装置を備えていること。
 - (オ) 障害発生時にも、当初報告から復旧に至るまでの連絡体制が構築できること。
 - (カ) 施設への立ち入りは許可された者のみとし、入退室記録は24時間365日記録されるとともに、2年以上保存されること。
 - (キ) 施設内に監視カメラが設置され、施設内全体を24時間365日監視できるとともに、映像記録は1か月以上保存されること。
- (5) オンプレミス方式を採用する場合の要件
- ア 快適なレスポンスが得られるように、十分なスペックを有するサーバであること。
 - イ 5年分のデータを保存可能なハードディスクの容量を有すること。
 - ウ 停電時にサーバが安全にシャットダウンできる無停電装置を備えていること。
 - エ 自動バックアップ機能を有するバックアップ装置を備えること。
- (6) データ連携
- ア データエクスポート（書き出し）
人事給与システムとの連携による業務の効率化を図るため、データがCSV形式でエクスポート可能であること。
 - イ データインポート（取り入れ）
機構改革や人事異動等による組織又は職員情報の更新時に、データがCSV形式でインポート可能であること。
- (7) セキュリティ対策
- ア データバックアップ
 - (ア) データバックアップ及びリストアについて、万全の対策を講ずること。
 - (イ) リストアが必要な場合は、直ちに復元が可能な体制を整備すること。
 - (ウ) 月次でフルバックアップを、日次で差分バックアップが行えることとし、最低5世代分保存可能であること。
 - イ ウィルス対策
サーバのウィルス対策は、適切に行うこと。
 - ウ 持ち出し制御
サーバからデータの不正持ち出しができないよう安全対策を講ずること。
 - エ 操作ログ等
ユーザごとのアクセスログおよび操作ログを保持できること。

4 運用保守

- (1) 問合せ窓口及びサポート

問合せ窓口及びサポートの対応時間は、原則として、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）とすること。

(2) システム障害時の対応

システムに障害等が発生した場合、直ちに障害箇所の特定、影響範囲（復旧までの時間等）の調査を行い、速やかに障害等を解消し、ソフトウェアを正常に使用できるようにすること。

ソフトウェアに使用上明らかな瑕疵等があった場合には、ソフトウェアのリビジョンアップ及び再インストール等を行うこと。

5 運用支援

(1) 導入テストの実施（試行運用）

ア 本格運用を開始する前に、導入テストを行うこと。

イ 受注者は、導入テスト計画、方法について発注者に具体的に示すこと。

ウ 導入テストは、本稼働環境下で行うこと。

エ 発注者が導入に当たり実施する操作説明会に同席し、システムに関する説明、質疑を実施すること。

(2) 稼働環境の変更への対応

OS 及びソフトウェアの変更又はバージョンアップがあった場合、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

本町のネットワーク環境（LGWAN 利用環境を含む。）に変更があった場合、必要な対応を行うこと。

対応にかかる費用は、本業務の範囲内として受注者が負担する。ただし、稼働環境等が業務開始当初より著しく異なる場合については、その方法について必要な協議をする。

(3) ユーザ情報の変更

組織改編及び人事異動等の年度切替えに伴う処理に関して、必要な支援を行うこと。

(4) データ移行

契約満了時等に他のシステムに移行する場合には、無償で全データを抽出し本町に提出すること。

6 納品物

納品物のうち No.2から No.5については、紙及び電子ファイルで納品すること。その内容の詳細については別途協議の上、決定するものとする。

No.	納品物	内容	数量
1	勤怠管理システム	システムを稼働させるためのソフトウェア	1 式
2	導入計画書	本業務の作業スケジュール	1 部
3	動作検証報告書	導入テスト結果等の報告	1 部
4	操作マニュアル	システム管理者用及び職員用マニュアル	1 部

5	打合せ議事録	打合せ内容の記録及び使用した資料	1部
---	--------	------------------	----

7 その他

(1) 個人情報の保護及び関係法令の遵守

本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報保護法及びその他関係法令等に基づき適正に管理し、取り扱うこと。また、本業務の実施にあたって、受託者は適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な実施を図ること。

(2) 秘密保持等

ア 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は契約解除後も同様とする。

イ 本業務の遂行の過程で得られた記録等を含む成果品を本町の許可無く第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

ウ 本業務の遂行のために本町が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用してはならない。これらの資料及びデータ等は、契約終了までに本町の指示に従い返却しなければならない。

(3) 契約不適合責任

本業務の契約期間中に、正当な理由無く、要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計ミス等による不良が判明した場合には、本町と協議の上、無償で改良すること。ただし、不具合部分のみ修正することとし、不具合の改良のためにユーザーインターフェイス及びその操作内容を変更しないこと。

(4) 権利の帰属

納品物に第三者が権利を有する著作権等が含まれている場合、受注者は当該著作権等の使用に関する負担を含む一切の手続を行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

(5) その他

受注者は、本業務の実施にあたり仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、作業を実施するものとする。